

2025年8月1日

消費者庁長官
堀井 奈津子 様

適格消費者団体 消費者機構日本
特定非営利活動法人
代表理事 鈴木 敦 士

意見書

私ども消費者機構日本（以下「当機構」という）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家並びに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。

近年、道路交通法第98条第2項の規定による届出をしたものの、同法第99条第1項の指定を受けない自動車教習所（以下「届出教習所」といいます。）の広告と実態とが食い違うことを理由とした消費者からの相談や情報提供がしばしばみられるため、貴庁にご案内すると共に、法令等の違反が認められる場合には、積極的に規制権限を行使されるよう申し入れます。

すなわち、届出教習所の中には、道路交通法第99条第1項の指定を受けた自動車教習所（以下「指定教習所」といいます。）と比較した上で、短い期間で運転免許を取得しうる旨、安価な料金で運転免許を取得しうる旨、教習の予約がとりやすい旨等を広告に掲げて集客を図る事業者がみられます。しかしながら、指定教習所に通所する者は、仮免許試験を通所する教習所で受けることができ、また教習所における技能検定に合格すれば運転技能試験の免除を受けられる一方、届出教習所に通所する者は、これらの試験を試験場にて受験する必要がありますが、運転技能試験に合格できなかった場合に再度運転技能試験を受験しようとする、改めて教習を受ける必要があります。しかも、初めて走行する道路での試験になるなど試験場における運転技能試験は必ずしも容易なものではなく、合格できない可能性も十分にあるものです。

上記のような実態を踏まえると、届出教習所における教習が指定教習所における教習と比較して短い期間で、また安価な料金で運転免許を取得しうるとは必ずしもいえず、届出教習所における教習には上記のような不利益があることの説明がなされるべきです。

また、届出教習所は、指定教習所として認められるのに必要な規模の施設を持たないところがあり、このような教習所においては、指定教習所と比較して必ずしも教習の予約がとりやすいとはいえ、また外部の施設を借りて教習所を実施していることもあるため、予約がとりやすくても遠方の施設まで出向かなければならないこともあります。

上記のような実態を踏まえますと、指定教習所と比較した上で、短い期間で運転免許を取得しうる旨、安価な料金で運転免許を取得しうる旨、教習の予約がとりやすい旨等を広告に表示することは、景表法第5条が禁止する優良誤認表示、ならびに所謂打消し表示のガイドラインにおける打消し表示の不足に該当する可能性があり、これらの表示が措置命令の対象に該当する場合がありますものと思料します。

したがいまして、貴庁には、届出教習所の広告の表示には注意を払っていただき、必要に応じて措置命令等の必要な権限を行使することをご検討いただきたく願います。

以 上